

「基本診療料」の施設基準等に基づく
「初診時の機能強化加算」に関する掲示

藤本病院は、

患者さんの「かかりつけ医」として、
次の取り組みを行っております。

- 国は「かかりつけ医制度」の普及を目指しています。
- 体調不良や病気の際に受診したり、健康についての相談などを受ける「決まった医療機関」のことを「かかりつけ医」と言います。

当院の「かかりつけ医」としての取り組み

- 患者さんが受診されている「他の医療機関」と、「処方されているお薬」をお尋ねし、「当院が処方するお薬」と重なったり、無駄が出ないように管理を行います。
- 必要に応じて、患者さんを「専門医」「専門医療機関」へ紹介いたします。
- 夜間・休日のお問い合わせへの対応をしております。
- 保健・福祉サービスに関するご相談に応じております。
- 「健康診断の結果」等について、健康管理に関するご相談に応じております。

地域の「かかりつけ医」を検索するには？

- 「かかりつけ医」機能を持つ病院・診療所は、「大阪府医療機関情報システム」、厚生労働省が運営する「医療情報ネット」（ナビイ）で検索することができます。

大阪府医療機関情報システム

検索

医療情報ネット

検索

医療法人一祐会

FI 藤本病院